

枚方市と大塚製薬株式会社 との包括連携に関する協定書

枚方市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第2条に定める基本理念に則り、連携協力を推進するため、次のとおり包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙の持つ知恵、情報及び技術を共有することにより、枚方市民（以下「市民」という。）の健康維持・増進など市民サービスの向上を図り、ひいては市民の定住及び市外からの転入を促進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、本条に定める事項（以下「連携協力事項」という。）について、連携協力するものとする。

- （1）健康づくりや熱中症対策に関する支援
- （2）食育の推進に関する支援
- （3）ジュニアアスリートや青少年の育成に関する支援
- （4）高齢者の介護予防に関する支援
- （5）災害対策に関する支援
- （6）市政に関わる情報の発信
- （7）その他、甲及び乙が協議の上前条の目的達成に資すると認める事項

（連携協力窓口の設置）

第3条 甲及び乙は、相互に連携協力事項に関する窓口を設置し、協議及び情報交換を行う。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、相互に情報の共有を図るとともに、相手方から取得した情報を適切に管理し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

2 甲及び乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も前項の義務を負うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から本協定の改廃の申入れがないときは、本協定の有効期間が1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月28日

甲 枚方市

市長 伏見 隆

乙 大塚製薬株式会社

ニュートラシューティカルズ事業部

大阪支店 支店長 藤原 康宏

